

# 回 答 表

令和 5 年 11 月 2 日

業務名：令和 5 年度カーミージー橋定期点検業務委託

質 問 内 容	<p>1) 部材（張出床版、支承、補脚下部など）によって、ドローンの点検の有効範囲に及ばず、別の手法で点検をせざるを得なくなった場合、それに掛かる費用は変更対象ですか。</p> <p>2) 初回点検により、損傷図を作成するために竣工図等から図面を展開する必要があります。その費用は変更対象ですか。</p> <p>3) ドローンの点検対象とする部材は、調書(損傷図)の様式によらず、画像解析を基にした独自の取りまとめによって整理してもよいですか。</p> <p>4) 箱桁内部は最大高 5m に及ぶ箇所があり、近接目視による点検が困難と見受けられます。対象となる部材には損傷図に代わって、ドローン点検の成果にならって、画像解析による取りまとめでよいですか。</p> <p>5) 点検日数は変更の対象となりますか。</p> <p>6) 地覆を含む橋面工の調査費は考慮されていますか？</p> <p>7) 入札参加資格の要件に記載のある配置予定技術者(担当技術者)の資格について、ブリッジインスペクター及び道路橋点検士等も発注者が同等と認める資格に該当するのでしょうか。</p>
回 答 内 容	<p>1) はい、変更対象となります。点検方法の変更が必要な場合は事前に書面で協議します。</p> <p>2) いいえ、変更対象となりません。損傷図の作成は竣工図のCADデータを利用します。</p> <p>3) いいえ、ドローン点検についても点検調書は「橋梁定期点検要領」で定める様式です。</p> <p>4) いいえ、近接目視による点検が伸縮はしご等でも困難な場合、ドローン点検を併用することは出来ませんが、点検調書は「橋梁定期点検要領」で定める様式です。</p> <p>5) はい、変更対象となりますが、初回点検のため最短の点検日数を想定しています。</p> <p>6) いいえ、地覆を含む橋面工の点検は考慮していません。ただし、現地踏査の結果より必要に応じて協議を行い、地覆を含む橋面工を点検する場合は変更対象となります。</p> <p>7) はい、配置予定技術者（担当技術者）は、ブリッジインスペクター及び道路橋点検士は発注者が同等と認める資格に該当します。</p>